

ケーブルテレビネットワーク光化促進事業公募要領

1 ケーブルテレビネットワーク光化促進事業の概要

(1) 事業内容

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（3）のとおり。

(2) 実施主体

市町村（一部事務組合、広域連合及び市町村の連携主体を含む。）及び第三セクター法人

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

(4) 交付額

市町村については事業費の2分の1、第三セクター法人については3分の1を上限として交付する。

なお、交付下限額が100万円のため、1事業区分ごとに、実施主体が市町村の場合は事業費200万円、第三セクター法人の場合は事業費300万円以上の事業を対象とする。

2 公募要件

本事業については、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算案計上分の予算について同時に公募を行う。

個々の案件に適用する予算については、「4 評価基準・選定方法」の（1）及び（2）に基づき申請のあった案件全体について評価を行った後、申請内容を勘案して総務省において選定し、内示の際に通知する。

したがって、本件公募においては、どちらの予算が適用されても事業の実施が可能な案件を募集することとする（提出書類については、平成29年度補正予算の適用を前提とした内容で作成のこと。）。

3 応募方法

(1) 提出書類

ア 公募申請書【実施マニュアル II 8別紙2】

イ 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請書【交付要綱様式第1号】

ウ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱様式第1号 別紙1第3】

エ 工事概要書【交付要綱様式第1号 別紙3】（工事を要する場合のみ）

オ 見積書【実施マニュアル 資料5-1、資料5-2】

※ 公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。また、見積書についても、下見積で差し支えない。

(2) 提出部数等

正本1通に副本1通、CD-R（1枚）等の電子媒体を添えて提出すること。

(3) 提出先・提出期間

公募開始の日（平成30年2月26日（月））から3月26日（月）12時（必着）までの間に、正本1通、副本1通及びCD-R等の電子媒体1式を管轄する四国総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。なお、提出書類の返却は行いません。

4 評価基準・選定方法

(1) 評価基準

申請内容について、以下のアを基礎としつつ、イからキに記載した観点等からの評価を加算要素として、総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

ア 交付要綱第3条で定める「補助目的」に合致していること【必須要件】

イ 交付要綱第3条イ及びウで定める地域の中でも、自然的・地理的条件がより不利な地域や財政力指数がより低い地域が対象とされており、ケーブルテレビネットワークの光化の地域均衡が積極的に図られるものであること

ウ 災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保や超高精細度映像（4K・8K放送）の視聴環境の構築について、より具体的・効果的な計画を有していること

エ 技術上・制度上、実現可能なものであり、計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること

オ 事業規模が適正であり、平成30年度内の事業完了が確実に見込めるものであること

カ 他の予算等を活用した効率的な整備が予定されていることや、補助対象経費の一部（例：加入者宅用のONU等）を除外する等、整備計画のスリム化が図られているものであること

キ 光化されたケーブルテレビネットワークの活用について、住民サービスの向上等、創意工夫があること等

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択候補の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択候補の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

5 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成30年	5月中・下旬	採択候補先内示
	6月上旬	本申請
	6月上旬	交付決定

6 その他

交付要綱、実施マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「ケーブルテレビネットワーク光化促進事業」

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber.html

に掲載（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版をご確認ください）。

7 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載される「実施マニュアル」を参考に、四国総合通信の担当窓口まで連絡ください。

<参考>

○「放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱」（抜粋）

（定義）

第3条 この要綱において、「補助事業」とは、地域における放送ネットワークの整備を図るための事業であって、次の各号に掲げるものをいう。

（3）ケーブルテレビネットワーク光化促進事業

市町村又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、及び超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、次の各号のいずれにも該当する地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

ウ 財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域